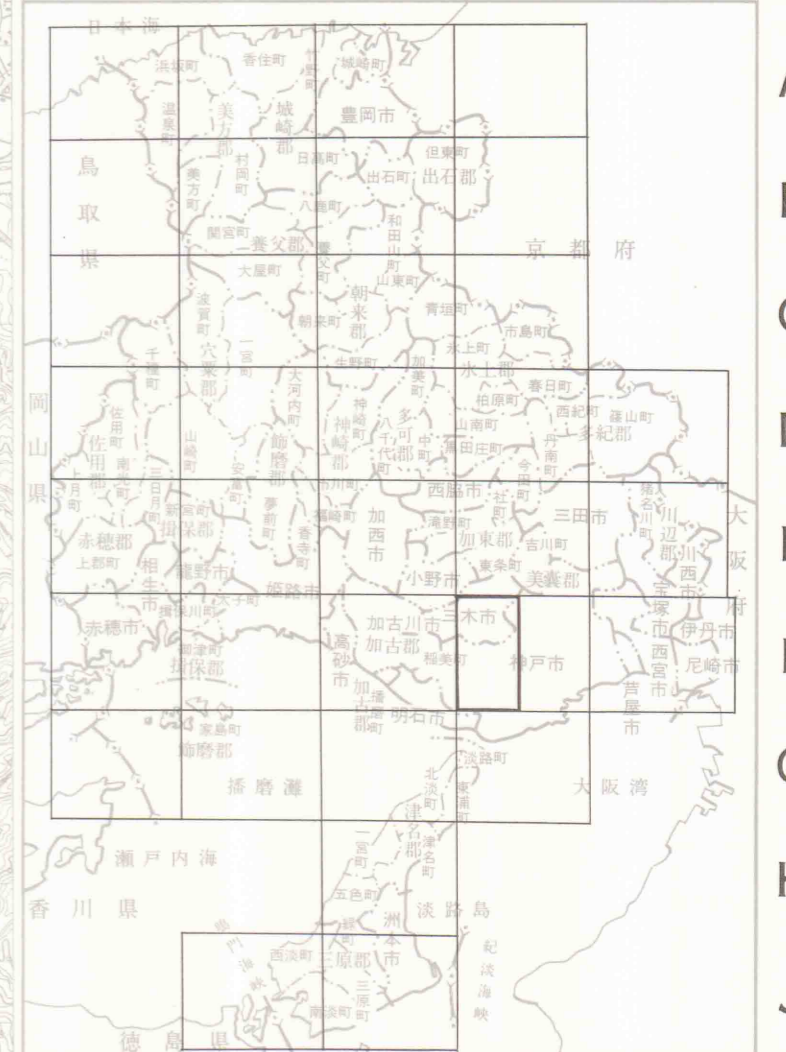


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

F-4

索引図



(第3次指定)
昭和48年4月7日 官報第13884号 建設省告示第843号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あつては、その境界線）で囲まれた区域

三木市 A 地区	
①	県道加古川三田線
②	市道殿畑久次線
③	県道加古川三田線
④	市道橋坂東中線
⑤	県道加古川三田線
⑥	美養川
⑦	市道大柿線
⑧	市道細川中蔵川線
⑨	市道西脇川線
⑩	県道加古川三田線
⑪	大字細川町と大字久留美の境界線
⑫	市道久留美草加野線
⑬	県道大畑小野線
⑭	三木市と東条町の境界線
⑮	三木市と青川町の境界線
三木市 B 地区	
①	三木市と青川町の境界線
②	三木市と神戸市の境界線
③	大字細川町と大字志染町の境界線
④	大字細川町と大字平井の境界線
⑤	市道豊地広野線
⑥	市道細川中蔵川線
⑦	市道細川中蔵川線
⑧	県道加古川三田線
⑨	小川川
⑩	市道水谷線
⑪	市道純津地線
⑫	市道高篠津線
⑬	美養川
⑭	市道東中薬花寺線
⑮	市道馬場東線
⑯	市道東線
⑰	市道南畑馬場線
⑱	市道南畑線
⑲	県道西脇口吉川神戸線
⑳	市道片山線
㉑	美養川

注) 1. 線の起点は、前順位の線との最初の交点（最初の線にあっては、末尾の線との最初の交点）とし、線の終点は、次順位の線との最初の交点（末尾の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向つて右側の境界線とする。

凡 例

第 3 次 指 定 区 域

注) この図面は、おおむねの区域を表わしているため、
詳細については、告示により確認してください。

「許可なく複製を禁ずる」

1 : 25,000

